

下妻市公告第69号

一般競争入札の公告

上・下水道料金徴収業務委託について次のとおり条件を付した一般競争入札を行うので、下妻市水道事業会計規程（昭和62年水管規程第2号）第94条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月5日

下妻市長 稲葉 本治

1 一般競争入札に付する事項

委託業務等の名称	上・下水道料金徴収業務委託
委託業務等の場所	下妻市上水道給水区域内及び公共下水道処理区域内
業 務 内 容	受付業務 開閉栓業務 検針業務 調定業務 収納業務 滞納整理業務 給水停止業務 電算処理業務
委 託 期 間	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
予 定 価 格	300,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）
最低制限価格	なし
特 記 事 項	上・下水道料金徴収業務委託を落札した事業者と、後日「検定期間満了 量水器取替業務委託」を随意契約する予定。但し、自社施工による実績が必要。

2 入札参加形態 単体

3 一般競争入札に参加できる者の資格要件

一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないものであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による下妻市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 平成29・30年度下妻市競争入札参加資格者名簿の役務提供に上・下水道料金徴収及び検針業務が登録された者であること。
- (4) 申請書及び資料の提出の日から開札の時までの期間に、下妻市から指名停止処分を受けてない者。
- (5) 上・下水道料金徴収業務を継続して3年以上の受託実績があり、あわせて自社開発による料金システムを5事業体以上に納入実績があること。
- (6) 上・下水道料金徴収業務委託において、水道料金等収納金取扱事業者として、過去5年間継続して、金融機関と直接「収納金収納事務委託」等の契約実績を有する者であること。
- (7) プライバシーマーク及びISMS情報セキュリティ関連認証の両方を取得していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。（再生手続き開始決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

4 入札手続き等

(1) 担当部課

茨城県下妻市本城町二丁目22番地

下妻市 総務部 財政課 契約検査係

TEL 0296-43-2111 内線1346

- (2) この公告の委託の競争入札参加希望者は、あらかじめ次により確認申請及び確認資料を提出し、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を、受けなければな

らない。

(ア) 申請する書類

- ・様式第1号 一般競争入札参加資格確認申請書
- ・別記 1 委託実績表（・委託契約書写し及び、仕様書等の委託の内容のわかる書面・料金システムの納入実績等の資料）
- ・その他 収納金収納事務委託等の実績・プライバシーマーク・ISMSの取得等のわかる資料等
- ・様式第2号 一般競争入札参加資格確認通知書

(イ) 申請期間・提出先

- ・期間 公告日から平成30年1月19日（金）まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- ・提出先 茨城県下妻市本城町二丁目22番地
下妻市 総務部 財政課 契約検査係
TEL 0296-43-2111 内線1346
- ・申請書及び資料等の提出は持参のみとする。

(ウ) 申請書・資料等の作成説明会

行わない

(エ) 申請書・資料等のヒアリング

行わない

(オ) 各申請書様式及び資料の様式を、下記の場所で交付を行う。

- ・交付場所 茨城県下妻市本城町二丁目22番地
下妻市 総務部 財政課 契約検査係
- ・交付期間 公告日から平成30年1月19日（金）まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

※申請書及び資料の様式については、下妻市ホームページ (<http://www.city.shimotsuma.lg.jp/>) に掲載するのでダウンロードして申請することができる。

- (3) 受付日時までに申請書及び資料等を提出しない者又は、競争入札参加資格がないと認められた者は、この公告の競争入札に参加することができない。

5 競争入札執行の日時・場所等

- (1) 日時 平成30年2月2日(金) 9時00分
- (2) 場所 下妻市役所本庁舎3階大会議室
- (3) 競争入札の執行にあたっては、あらかじめ交付した一般競争入札参加資格がある確認結果の通知書の写しを持参すること。

6 現場説明会

行わない。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約の保証 契約金額の10分の1以上の金額を保証する次に掲げるいずれかの保証等を付すること。
 - (ア) 契約保証金の納付
 - (イ) 銀行等又は保証事業会社の保証
 - (ウ) 公共工事履行保証保険による保証
 - (エ) 履行保証保険契約の締結

8 入札方法

- (1) 電話・電送及び郵便による入札は認めない。
- (2) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、下妻市契約規則(平成20年下妻市規則第9号)の関係各条を遵守すること。
- (3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費

税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 入札執行回数は、1回を限度とする。提出した入札書の引換え、又は変更は認めない。
- (6) 最低制限価格は設定しない。
- (7) 落札者は、予定価格の制限の範囲内価格で、入札した者のうち最低の価格申込者とする。
- (8) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

9 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。
 - (ア) 入札について不正の行為があった場合。
 - (イ) 金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合。
 - (ウ) 指定の日時までには到達しない場合。
 - (エ) 入札書を2通以上提出した場合。
 - (オ) 他の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした場合。
 - (カ) 委任状を持参しない代理人のした入札。
- (2) この公告に示した競争入札に参加する者に、必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに、この公告において示した要件などの入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 競争入札参加資格確認通知を交付された者であっても、確認の後に指名停止を受けて、入札時点において指名停止期間中である者など、入札時点において3の各号に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

10 その他

- (1) 入札をした者は入札後、この公告・設計図書等・契約書案及び現場等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 詳細は入札説明書による。